

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 三菱電機株式会社

法人番号 : 4010001008772

業者の住所 : 東京都千代田区丸の内 2-7-3

2 指名停止の期間 : 令和 5 年 6 月 30 日～令和 5 年 8 月 29 日 (2 か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

対象業者は、当機構東京支社が発注した「北陸新幹線、新敦賀変電所外 3 箇所電力補償装置他調達」の目的物のうち、変圧器の温度上昇試験の試験成績書に実測値ではなく、温度上昇限度内の値を記載し、要求仕様を満たさない物品を納入した。

5 指名停止の理由

4 の事実は、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」(平成 15 年 10 月機構規程第 83 号) 別表第 1 第 2 号(下記参照)に該当する。

別表第 1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1 省略 (過失による粗雑工事)	省略
2 機構の契約担当役と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「機構発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として 1 か月以上 6 か月以内
3～8 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 ○経理資金部 会計課 TEL 045-222-9049(直通)
建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)